

# まちの美化実践活動助成要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例により指定されている美化推進強化区域において、清掃活動又は美化啓発活動を実践している住民団体の功績をたたえ、より積極的なまちの美化実践活動に精励されるよう奨励することを目的として、助成に関し必要な事項を定めるものとする。

## (助成内容)

第2条 清掃活動又は美化啓発活動参加者に対し、清掃用具、記念品、奨励金を交付する。

2 清掃用具のうち、火ばさみ、ゼッケンについては貸与品とし、軍手、ごみ袋については給付品とする。

3 奨励金の金額は、当該年度の活動実績に応じて、次の表に掲げる額とする。  
なお、活動実績は、当該年度参加人数の延べ人数とする。

活動実績	奨励金額
21人から50人まで	3,000円
51人から100人まで	5,000円
101人から200人まで	10,000円
201人から600人まで	20,000円
601人以上	30,000円

4 助成は各年度の予算の範囲内で行う。

## (助成対象となる団体)

第3条 助成対象となる団体は、美化推進強化区域内において継続して活動を行っている地域住民により構成される団体等で、京都市まちの美化推進事業団の趣旨に沿った清掃活動又は美化啓発活動を実践する団体とする。

2 奨励金による助成は、前項の活動を当該年度に2回以上定期的に継続して実践する団体に行う。

## (助成の申請)

第4条 助成を受けようとする団体は、清掃活動又は美化啓発活動を実施する2週間前までに、所定の申請書（第1号様式）を理事長に提出しなければならない。

## (助成の決定)

第5条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、すみやかに助成内容（奨励金を除く。）を決定する。

## (活動完了時の報告)

第6条 申請書を提出した団体のうち、奨励金の交付を希望する場合は、当該年度の活動完了後2週間以内に、報告書（第2号様式）を理事長に提出しなければならない。

(交付)

第7条 清掃用具及び記念品については、原則として当事業団が現地に赴き、当日に交付するものとする。ただし、協議のうえ、適当と認められる場合は事前に交付することができる。

2 理事長は、前条の規定による適正な報告書の提出があったときは、すみやかに交付内容を決定し、報告書を受領した日から30日以内に奨励金を交付する。

なお、口座振込による奨励金の交付を希望する団体は、振込依頼書(第3号様式)を理事長に提出しなければならない。

3 奨励金の交付は、当該年度につき1回に限る。

(交付の取消し等)

第8条 理事長は、奨励金受給団体が、次に掲げるものに該当するときは、交付の決定を取消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を求めることがある。

(1) 不正の手段により奨励金の交付を受けようとし、又は受けたとき。

(2) 奨励金の交付の趣旨に反して奨励金を使用したとき。

(3) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定により奨励金の全部又は一部の返還を命じられた受給団体は、すみやかに当該奨励金の全部又は一部を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(平成15年3月11日第2回理事会決定)

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(平成28年5月9日第24回理事会決定)